

奄美市
新規サービス展開促進事業

申 請 要 領

令和3年3月

【連絡先】

奄美市商工政策課

〒894-8555 奄美市名瀬幸町 25-8

TEL:0997-52-1111(内線 5306)

1 概要

この事業は、外出自粛や店舗への営業時間短縮要請など、今後も新型コロナの影響が見通せない中、中小企業者等が事業継続のため新規サービス事業の展開に取り組む費用を補助するものです。

2 補助対象事業・対象期間

(1) デリバリー・テイクアウト

令和2年8月1日～令和3年6月30日の期間に開始した又は開始予定であること

(2) キャッシュレス決済導入

令和2年11月1日～令和3年6月30日の期間に開始した又は開始予定であること

(3) 通信販売

令和2年11月1日～令和3年6月30日の期間に開始した又は開始予定であること

3 事業の具体的内容

(1) 支給対象者

- ・以下に記載されている業態で、奄美市内に店舗を有する法人または個人とする。
- ・補助対象事業を対象期間に開始した又は開始予定のもので、今後も事業継続の意思があるもの。

※公営事業は、補助対象外となります。

※暴力団による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団または同条第6号の暴力団が経営し、もしくは経営に関与している法人または個人は対象外となります。

※宗教活動や政治活動を主たる目的とするものは対象外となります。

業態	
飲食店	・食品衛生法の規定により、飲食店または喫茶店営業の許可を受けた者が営業している事業所

	・利用者に調理した飲食料品を提供する宿泊施設
小売店	・日本標準産業分類の中分類 56(織物・衣服・身の回り品小売業)から中分類 60(その他小売業)に該当し、主として対面で接客している事業所

(2) 補助上限額

■各補助対象事業につき、上限 20 万円とする。

■複数の補助対象事業を申請する場合は、以下のとおりとする。

1つの事業を申請する場合	上限 20 万円	
2つの事業を申請する場合	上限 25 万円	
3つの事業を申請する場合	上限 30 万円	

(ただし、各補助対象事業の上限額は 20 万円とする。)

(3) 補助率

補助対象経費の 10/10

(4) 補助対象経費

以下に記載又は同種の経費で、対象期間に補助対象事業を開始する又は開始予定に要した経費で、令和3年6月 30 日までに支払いが済んだものが対象となります。

※消費税を除いた申請額となります。

・テイクアウト・デリバリー事業(対象期間:令和2年8月1日～令和3年6月 30 日)

区分	補助対象経費例
容器代	割りばし, プラスチックスプーン・フォーク, お手拭き, 手提げ袋 他
広告PR制作費	チラシ折込, 新聞・ラジオ・WEB広告, デザイン・印刷の外部委託, のぼり・看板・POP作成, デジタルサイネージの購入・設置 他 ※デリバリー又はテイクアウト販売を開始したことが掲載されていることが必要
WEBサイト制作費	予約受付システム導入(新規の通信環境整備及び通信機器購入の初期費用も含む), 新規WEBサイト制作, 既存WEBサイトへデリバリー又はテイクアウトに関するページの増設 他
配送用自動車等 レンタル料	自動車・自動二輪車・自転車のレンタル ※デリバリー事業への展開のみを対象
内装工事費	テイクアウト用小窓の設置, 商品陳列棚の設置 他 ※テイクアウト事業への展開のみを対象

・キャッシュレス決済導入事業(対象期間:令和2年 11 月1日～令和3年6月 30 日)

区 分	補助対象経費例
非接触型決済 端末代	据置型端末, モバイル型端末, 必要なソフトウェア, 設定費用 他
レジ接続費	接続ケーブル, 設定費 他
汎用端末費	タブレット端末 他 ※QRコード決済導入時期を証する書類及び, シリアルナンバー(識別番号)が記載された書類(写し)の提出が必要 ※決済端末と同時購入し, 一体的に使用するものが対象 ※1店舗あたり1台限り ※端末は一台あたりの上限を34,800円(税抜)とします。
付属品費	バーコードリーダー, ディスプレイ(決済価格表示用), レシートプリンター, 設置に必要な金具 他
設置費	機器据付に必要な設置費用(据付・配線工事費)
広告PR制作費	チラシ折込, 新聞・ラジオ・WEB広告, デザイン・印刷の外部委託, のぼり・看板・POP作成, デジタルサイネージの購入・設置 他 ※キャッシュレス決済導入を開始したことが掲載されていることが必要

・通信販売事業(対象期間:令和2年11月1日～令和3年6月30日)

区 分	補助対象経費例
通信環境整備費	インターネット通信環境の整備に係る初期費用(機器本体購入費や設置工賃)
通信機器購入費	通信機器(パソコン・タブレット等)の購入に係る初期費用
WEB サイト 制作費	通信販売を行うための新規 WEB サイト制作, 既存 WEB サイトへ通信販売に関するページの増設, 制作の外部委託 他
梱包資材費	配送用の梱包資材(段ボール・封筒など) 他
広告 PR 制作費	チラシ折込, 新聞・ラジオ・WEB 広告, デザイン・印刷の外部委託, のぼり・看板・POP 作成, デジタルサイネージの購入・設置 他 ※通信販売を開始したことが掲載されていることが必要

(5) 補助対象外経費

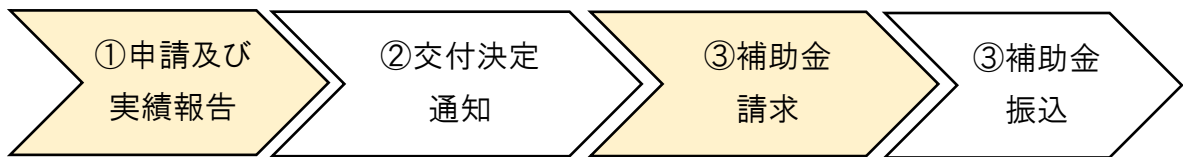
①	資産価値を有する物の購入に要する経費であり, 補助金交付後, 売却処分される恐れがある物 【例】自動車, 自動二輪車, 自転車など
②	補助対象事業以外の用途に使用されるおそれがあるものの購入に要する経費 【例】食材, 燃料費など
③	人件費
④	店舗の賃料
⑤	中古品(レンタルは除く。)

(6) 申請期間

令和3年3月11日～令和3年7月31日(当日消印有効)

4 申請の流れ・必要書類

申請の流れの順に、申請方法や書類について記載いたします。

①申請及び実績報告

補助金の申請及び導入した対象経費の実績報告をします。

【提出書類】

①	申請及び実績報告書(第1号様式) ※複数の補助対象事業を申請する場合は、補助対象事業ごとに対象経費の内訳を記載してください。
②	奄美市に店舗を有することを証明することの写し (以下に記載されている※「証明するものの例」のいずれか一つ) ※証明するものの写し 飲食店の場合 営業許可証 小売店の場合 直近の申告書の控えの写し, 開業届
③	対象経費に要した領収書・レシートの写し ※宛名, 金額, 内訳, 日付, 発行者が明記されているもの ※領収書のみでは購入した物品の内容等がわからない場合は, 明細(納品書・請求書等)の写しを提出してください。
④	購入又は改修したことがわかる写真 ※容器代, 梱包資材費については不要です。
⑤	振込口座の通帳の写し
⑥	本人確認書類の写し ※個人事業主の場合のみ

②交付決定通知

申請及び実績報告書とその添付書類を基に、補助金交付の可否を審査し通知します。

③補助金請求

交付決定通知書を基に、補助金を請求します。

【提出書類】

①	請求書
---	-----

④補助金の振込

交付決定通知後、指定された口座に振込みます。

※申請後、1か月程かかる場合があります。

5 申請書などの入手方法

(1) 奄美市ホームページからダウンロード

(2) 奄美市担当部署での受け取り

名瀬総合支所商工政策課，住用総合支所産業建設課，笠利総合支所産業振興課

6 申請方法

(1) 郵送

極力、簡易書留やレターパックなど郵送物が追跡できる方法で郵送してください。

《宛先》 〒894-8555 奄美市名瀬幸町 25-8 奄美市商工政策課 宛て
※封筒に「新規サービス展開促進事業補助金申請書 在中」と記入してください。

(2) 窓口持参

名瀬総合支所商工政策課，住用総合支所産業建設課，笠利総合支所産業振興課
の窓口まで、ご持参ください。

7 その他

(1) 虚偽の申請その他不正の行為により補助金の交付を受けた者に対し、その決定通知を取り消し、又はすでに受領した補助金の返還を命じることがあります。

奄美市新規サービス展開促進事業に係る Q&A

(1)補助対象者について

1	本社は市外だが、店舗は奄美市にあります。補助対象となるか。	対象となります。 (店舗が奄美市内にあり、申請条件を満たした場合)
2	2つ以上の飲食店を営んでいるが、それぞれが対象となるか。	対象となります。 申請の際は、それぞれの店舗で申請してください。
3	弁当屋を対象期間に開始したが、テイクアウト事業が補助対象となるか。	対象となりません。 テイクアウト・デリバリー事業の飲食店における対象者は、お客様の注文に応じ調理した飲食料品をその場所で飲食させる事業所とします。

(2)補助対象経費について

1	店舗ごとにキャッシュレス決済を導入したいが対象となるか。	対象となります。 申請の際は、それぞれの店舗で申請してください。
2	キャッシュレス決済やテイクアウト専用窓口設置をする業者を紹介してほしい。	市では業者の斡旋を行っておりません。 必要事項をご検討の上、業者に直接お問い合わせください。
3	PayPay など QR コード決済の導入を検討している。運用にあたって iPad が必要だが対象になるか。	新たに導入するキャッシュレス決済と一体的に使用する場合は補助対象となります。 iPad のみの購入は補助対象外となります。 また、端末は1台あたり 34,800 円(税抜)を上限とします。
4	すでに QR コード決済を導入している。iPad が必要だと考えるが対象となるか。	対象となりません。 新たに導入するキャッシュレス決済と一体的に使用する場合は補助対象となります。
5	QR コード決済で使用している iPad の処理速度が最近遅いので、新しい iPad に更新したい。	対象となりません。
6	複数の端末を導入したい。iPad も同数を整備したいが対象になるか。	対象となりません。 補助対象となる汎用端末は、1店舗につき1台限りです。
7	モバイル型端末(非接触型決済端末)を複数台整備したいが対象となるか。	対象となります。
8	Air レジは対象になるか。	対象になりません。
9	レシートプリンターのロール紙は対象になるか。	ロール紙のみは対象となりませんが、レシートプリンターに付属する場合は対象となります。
10	決済端末の購入先とレジ接続を行った業者が異なるが、対象となるか。	対象となります。

11	令和2年4月からテイクアウトを開始した。令和3年3月にテイクアウト専用窓口を設置したいが対象となるか。	対象となりません。 対象期間に事業を開始した又は開始予定の必要があります。
12	配送用のバイクを購入したいが対象となるか。	対象となりません。 レンタルの場合は対象となります。
13	配送のための燃料は対象となるか。	対象となりません。
14	新規サービスを開始した広告で新聞折り込みチラシを検討しているが、印刷用のプリンター・インク代は対象となるか。	対象となりません。 チラシ印刷代として分かるよう、業者への印刷依頼をお願いします。
15	新規サービスを開始した広告をしたいが、条件はあるか。	新規サービスを開始した文言が必ず掲載されている必要があります。
16	送料は対象経費になるか。	対象経費となりません。
(3)補助金額について		
1	デリバリー・テイクアウトを対象期間に開始し、今後も継続していく予定。補助上限額はいくらか。	20万円が上限額となります。
2	デリバリー・テイクアウト(15万円)及びキャッシュレス決済(25万円)の2つの事業を開始した。補助金の支給予定額はいくらか。	25万円の支給予定です。 (内訳として、デリバリー・テイクアウトを15万円、キャッシュレス決済を20万円とし、2事業の申請のため、上限を25万円とする。)
3	デリバリー・テイクアウト(2万円)、キャッシュレス決済(5万円)、通信販売(25万円)の3つの事業を開始した。補助金の支給予定額はいくらか。	27万円の支給予定です。 (内訳として、デリバリー・テイクアウトを2万円、キャッシュレス決済を5万円、通信販売を20万円とし、3事業申請の上限に達しないため、27万円の支給予定とする。)
(4)申請手続きについて		
1	申請は税抜費用で申請したらよいか。	税抜での申請をお願いします。 ・領収書等に消費税額が記載されている時は、それに従ってください。 ・税抜金額を計算する際は、【例】を参考にしてください。 【例】5,000円(税込)を税抜価格にすると、 $5,000 \text{円} \div 1.1 = 4545.45454545\dots$ となるので、申請額は4,546円となります。 (小数点以下が発生した場合は、一の位を切り上げた額を申請額とします。)
2	領収書だけでもよいか。	領収書で明細が確認できない場合、納品書や請求書などを添付してください。

奄美市新規サービス展開促進事業 申請要領

3	領収書の宛名は代表者の名義でもよいか。	領収書の宛名は、店舗名又は代表者名とします。
4	対象経費の写真も提出が必要か。	必要となります。 (容器代、梱包資材費は不要です。)
5	15万円(税抜)分購入し、15万円の補助金交付を受けた。上限に達しないので、追加申請は可能か。	申請は1店舗につき1回限りです。
6	国や県の補助(持続化補助金など)で同様の助成制度があるが、併用しての申請はできるか。	申請できます。 ただし、併用する補助金を交付している国や県に併用可能か確認後、 ①対象経費から国や県の補助を差し引いた残額 ②本事業の補助上限額 以上の①と②のどちらか低い額が補助額となります。
7	テイクアウト事業について、令和2年8月15日に開始するために、令和2年7月15日にテイクアウト専用窓口を設置し支払いをした。対象となるか。	対象となります。 対象期間内に事業を開始するために要した費用は対象となります。
8	キャッシュレス決済導入事業について、令和3年7月15日に開始するために、令和3年6月15日に端末機材を購入した。対象となるか。	対象となりません。 対象期間内に事業を開始するために要した費用が対象となります。